

「(仮称) 銚子市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、東京電力リニューアブルパワー株式会社が、千葉県銚子市沖の海域において、最大で出力 420,000kW の風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や生物多様性の観点を含めた環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和 6 年 5 月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）となっている海域は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「海洋再エネ整備法」という。）に基づき、令和元年 11 月に「千葉県銚子市沖における協議会」が設置され、令和 2 年 7 月に海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）に指定されている。

本事業の想定区域及びその周辺では、海鳥が多く飛来しており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているウミガラス、「環境省第 5 次レッドリスト」（令和 8 年 3 月環境省）に掲載されている絶滅危惧ⅠA 類のウミスズメ、絶滅危惧ⅠB 類のヒメウ及びオオセグロカモメ並びに絶滅危惧Ⅱ類のウミネコ等のほか、オオミズナギドリ等が確認されていることから、本事業の実施により、これらの鳥類への影響が懸念される。

また、想定区域の一部及びその周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（平成 28 年 4 月環境省）に抽出されているほか、スナメリの生息が確認されており、本事業の実施により、海生生物への影響が懸念される。

さらに、想定区域の周辺には、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された水郷筑波国定公園が位置しており、公園計画の利用施設に位置づけられている「天王台園地」、「犬若屏風ヶ浦線道路（歩道）」等の主要な眺望点が存在している。

加えて、想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在している。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備（海底ケーブルの陸揚げ地点等を含む。以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び

把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 累積的な影響

想定区域及びその周辺では、複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、稼働中又は環境影響評価手続中の風力発電事業に関するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 最新の知見の反映等

本事業の調査、予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等からの助言を踏まえ、適切に実施すること。

また、洋上風力発電事業の実施による環境影響の予測・評価を十全に実施することが難しいことから、本事業による環境影響を適切に把握できるよう、「洋上風力発電所の環境影響に係るモニタリングガイドライン」（令和7年9月環境省大臣官房環境影響評価課、経済産業省産業保安・安全グループ電力安全課）に示された「工事中の騒音（打設音）の伝搬状況」、「工事中の水中音の伝搬状況」、「工事中の水の濁りの拡散状況」、「稼働中の水中音の伝搬状況」、「稼働中のバード・バットストライクの発生状況」、「工事中及び稼働中の事業実施区域の海生哺乳類の生息状況の変化」及び「稼働中の風力発電設備への付着生物等の状況」を含めた事後調査に係る具体的な計画を、準備書に記載することについて検討すること。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

(5) 事業計画の見直し

上記(1)から(4)のほか、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(6) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居等が存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を確保すること等により、風車の影に係る生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、海鳥が多く飛来しており、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているウミガラス、「環境省第5次レッドリスト」に掲載されている絶滅危惧ⅠA類のウミスズメ、絶滅危惧ⅠB類のヒメウ及びオオセグロカモメ並びに絶滅危惧Ⅱ類のウミネコ等のほか、オオミズナギドリ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、想定区域周辺の既設の風力発電所におけるバードストライクに関する調査結果その他の知見を収集するとともに、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 海生生物に対する影響

想定区域の一部及びその周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に抽出されているほか、スナメリの生息が確認されており、本事業の実施により、海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、沿岸域の浅場等の海生生物の生息及び生育基盤として重要な自然環境のまとまりが存在する区域を明らかにした上で、工事中における水の濁り等による海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、水の濁り等により、沿岸域の浅場等の海生生物の生息・生育環境への影響が懸念される場合は、環境保全措置を講ずること。

(4) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法に基づき指定された水郷筑波国定公園が位置しており、公園計画の利用施設に位置づけられている「天王台園地」、「犬若屏風ヶ浦線道路（歩道）」等の主要な眺望点が存在している。また、想定区域の周辺には、「飯岡刑部岬展望館」等の眺望点が存在している。これらのことから、本事業の実施により、これら主要な眺望点及び利用施設からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果も踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言並びに国定公園の管理者、主要な眺望点及び利用施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。